

意見概要及びそれに対する当協会の考え方

No	意見概要	日本暗号資産取引業協会の考え方
1	利用者資産の受払の際に、利用者より受払に係る手数料を受領している場合、利用者との受払を行うために、決済代行業者に支払う支払手数料や自社の別口座に利用者への払出資金の移動を行う際に負担する支払手数料について、「営業収益と両建てとなる支払手数料、販売促進費等」に該当すると理解でよいか。	営業収益と両建てとなる手数料と判断できるのであれば該当する可能性があると考えられます。一方でその要件に合致しないケースが生じる可能性もあると考えますので、個別具体的に判断いただくことになります。
2	ホット・ウォレットで管理している額は、告示では算出基準日と直近六十営業日の平均値のうちいずれか大きい額とされているが、比較方法について確認したい。協会規則では第三者預託分と自社分で掛目が異なるため、総額で比較するよりもウォレット単位でいずれか大きい額を採用するほうが適当と考えるが、その運営で問題ないか。	ご提案の通り、ウォレット単位でいずれか大きい額を採用する方が告示の趣旨に則っており、自社のリスク管理の観点から好ましいと考えます。（一方で告示では必ずしもウォレット別の計算までは求めていないこと、及び計算が複雑になることから協会規則で別途それを強制することまでは不要と考えております。）
3	告示第十七条では時価額を超える場合には超える額を控除できるとされているが、基礎的リスクのホット・ウォレットの時価額は、算出基準日の時価額か、それともリスク相当額と同じように直近六十営業日の平均値と比べて大きい額とすべきか。	市場リスクや取引先リスクも含めての時価比較になりますので、算出基準日の時価額が妥当と考えます。
4	細則第5条において保険契約による控除が認められているが、当該保険契約の相手先については別途、取引先リスクの対象になるのか。対象になる場合の与信相当額はどのように定義されるのか。	当該規程を適用することによって新たに保険契約相手先に関する取引先リスクを計上するということは想定しておりません。 ただし基礎的リスク相当額からの控除額算定に際しては単純に保険金満額ということではなく、想定される様々な事象を総合的に勘案し、それらを合理的に反映させていただくことを想定しております。 なお、保険会社等の支払能力等に関して懸念があると認められる場合は、基本的にはリスクが合理的に担保されているとは言えないと考えますので、その点にもご留意ください。
5	N/A	当協会にて金融庁告示の参照記述を加筆（下線部分）いたしました。 暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則 第2条第3号 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)省略 (2)省略 (3)市場リスク相当額 市場リスクに相当する額として、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号。（令和2年金融庁告示22号に基づく改正その他すべての改正を含む。）以下「告示」という。）第三章の規定に協会が別に定める修正を施した方法により算出した額を加えた額をいう。